

◎新潟県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり十日市頭首工管理規程の変更を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年3月25日
- 3 認可した管理規程の概要
合併に伴う土地改良区名称の改正及び通知先の関係機関名称変更等に伴う別表1の改正